## 令 和 4 年 12 月 定 例 会 総務建設委員会記録

令和 4 年12月15日 (木) 午前10時00分 全員協議会室

付託案件 議案第48号 有田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例

議案第52号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例

議案第54号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例

議案第55号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正

する条例

議案第56号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を

改正する条例

議案第57号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例

議案第66号 工事請負契約の変更について

議案第67号 工事請負契約について

議案第68号 市道の認定について

出 席 者

委 員 堀川 明委員長 小西敬民副委員長

 浜口元司委員
 福永広次委員

 生駒三雄委員
 岡田行弘委員

上山寿示委員

経営管理部 嶋田博之部長 早川ちひろ理事

脇村哲弘参事 若松伸行税務課長

山本芳規経営企画課長 吉野清誠総務課長

田中裕一管財係長 伊藤めぐみ人事係長

経済建設部 上田敏寛部長

梅本陽子理事

中尾一之産業振興課長

大浦秀和有田みかん課長

児嶋信毅建設課長

泉泰朗都市整備課長

由良宗悟庶務係長

北裏展之工務係長

中尾幸平計画整備係長

嘉藤峰征公共建築係長

出 納 室 森川高行会計管理書

消 防 本 部 嶋田富司消防長

鎌田利宏次長

尾藤海男樹総務課長

武田一之警防課長

教育委員会 伊藤正人教育次長

松村尚彦教育総務課長

筋原 章教育総務課主幹

議会事務局 田中 聡局長

福永康一次長

大谷真也書記

開 会

○堀川委員長: これより総務建設委員会を開会いたします。

議案第48号 有田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

- **〇生駒委員**: ちょっと教えてほしいんやけど、第9条の第1の中に「欠員を容易に補充することができず」と、ここの「技能または経験を必要とする高度の知識」とは具体的にどんな方がこれに当たるんか、ちょっと教えていただきたい。
- **〇吉野課長**: 高度な知識、技能を有する職員と言いますのは、いわゆる専門的な知識を要する業務に従事している方でありますとか、あとはその方が抜けることによって、公務に著しい支障がある、そういった方を想定しております。 以上です。
- **〇生駒委員**: いや、ちょっと、高度なというのは具体的に。
- **〇吉野課長**: とりあえず、例えばでいきますと病院の医師でありますとか、あと具体的に となると、ちょっとなかなか申し上げにくいところもあるのですけれども、要はその方が 退職して抜けられることによって市政運営に著しく支障を来すおそれがあるとなった、そ

ういった方を対象に勤務延長することができると、そういった規定でございます。

- **〇生駒委員**: その判断、誰がされる。
- ○吉野課長: 任命権者となります。
- 〇堀川委員長: よろしいですか。ほかに。
- ○浜口委員: 今、説明を受けて、この定年制についての中身はまあまあほぼ分かったやけど、これ令和5年4月から運用ということであるんやけど、全体的な人件費のトータル的なものを市のほうでは、定年延長することによってやで、どのような考え方を持っているのかなと。今から20年ぐらい前には有田市の人件費が三十四、五億あって、それから早期退職者が出てきた関係で、10億ぐらい減ってきたと。そういった中で、またこういう制度になってくると、私は悪いと言っているのと違うで、悪いと言っているのと違うけど、人口が減っていく中で定年延長していくとすれば人員も増える、人件費も増えるということになるんやけど、その辺のまず考え方を市はどのように捉えているかと、まず1点。

2点目は、この小ちゃな有田市で、例えば部長職にあった部長が、はっきり言って一職員になることになるわけよ。そういったときのバッティング、いわゆる地位のある人が地位のないポストに就いたときのバッティング、その辺のところも今後の運用についてどう考えているんか。まだこれ条例だけを出してきてしているのか、少しはそういった面についての考え方をしているのか。

私は延長する分には異論はない。ただし、人口が減っていく中で職員さんが正規の人、 臨時の人、再任用の人と。そういったことで財政的にも人件費率が、比率やで、上がって いくと思うんやけど、そういう点、少しは考えているんかな。

というのは、大きな市であれば出先が幾らもあるから、本庁で管理職であった人が出先に出るわけよ。有田市はこの小さい庁舎の中で、役に就いた部長の人が残る、そしたらどこへ行くとこある。皆さん方もかなりこれどうなるんやろうなという、ふわふわ感を持っていると思うんやけど、その辺の今後のどうすべきか、どうしたらいいのかというところも少しは考えているのかな。ただ、条例だけを出してきているのかな。その辺ちょっとお聞きしたいと思うんやけど。

○吉野課長: まず、浜口委員のほうから御質問のありました人件費といいますか、人員管理的なお話かと思います。これにつきましては、確かに定年が引き上げられることに伴いまして、本来退職すべき職員の方が、そのまま職員として居続けるということになります。とすると、新規採用の職員を基本的には抑えていくというような考え方になろうかと思いますけれども、ただ、やはり組織の新陳代謝というのは図っていくべきものかと考えておりまして、一定数の新規採用職員は引き続き採用していきたいというふうに考えております。

とすれば、65歳まで段階的に引き上がるこの期間においては、必然的に職員数が若干増加していくという見込みをちょっと示しておりますが、定年が65歳になってから以降は毎年定年退職がちょっと続きますのと、あと大体その辺りの年代の職員の年齢構成については結構職員数に固まりがある年齢が退職を迎える、そういうこともありますので、その辺りも含めて新規採用職員も確保していきたい、そのように考えております。

2点目の役職に就いていた方が、役職を解かれてどのような任用をしていくかというところについては現在検討中ではございますが、やはりその方々の豊富な知識や経験というのを生かしていただきながら、その職に従事していただくというのが一番懸命かと思いますので、そういったところに張りついたところの管理職のフォローであるとか、サポートとかも含めた業務をちょっと担っていただきたいというふうに考えております。以上です。

**○浜口委員**: 今、有田市の職員で、正規の職員の方と任用でいている方もあるわけ。いわゆる臨時の方あるわけよ。それに今度また延長ということになってくるわけ。そういうことやろ、早い話は。

そしたら、例えばの話しようよ。私一番気になるんが、もうここでぶっちゃけた話、例えば2階の福祉の部長さんとしようよ、例えばの話やで。その部長さんが60歳になって、いわゆる再任用になるとしようよ。そうして福祉の一課員になるとしようよ、新しい部長来るんやから。なかなか職場の中で、昨日まで福祉の部長さんでおった人が福祉の一職員になるわけよ。今まで勤めている職員の人もちょっと思うし、またそういうところになった部長さんもちょっと違和感あると思うんよ。それで、なかなか延ばすことはいいんやけど何かいい方法を考えないと。今現状でも部長職の人が一般のところへ入っているやん、今現在入っているやろ。そういった面を考えると、何かいい方法を考えてあげないと、延長された管理職の部長級の人がマンパワーで仕事できるようにしてあげないと、何か肩身の狭いような考え方で、ただ延長論だけの話だけでは、こんなもの条例は別よ。どのようにこれをうまく、その人の経験とか力を行政に出してもらえるようにするかというのが私一番やと思うんよ。その点、嶋田部長は、ちょっとは考えているんか。

- 〇嶋田部長: 浜口委員おっしゃるとおり、この制度が国の法律改正に基づいて。
- ○浜口委員: うん、分かっている。
- ○嶋田部長: 地方公務員もそういうふうにやっていくということでありますが、課題としたら確かにおっしゃるとおりで、いろんな課題がございます。今現行の再任用制度も既に動いておりまして、部長まで行った職員が再任用で雇用されるというようなケースも今もあります。それは果たして本当にきちっと機能しているかどうかというところは確かには検証する必要ありますし、今後そういうケースが定年引上げによってどんどん増えてくるということですので、本当に組織を運営していく上で非常に難しいことだと思っております。

ただ、これまでの知識経験を生かせるような部署であるとかあるいは新しく管理職になっていくもののサポートであるとか、いろんな役割が期待できると思います。そういった形でうまく機能できるように努力していきたいという考えでおります。

以上でございます。

○浜口委員: まだまだこれからは70歳以上まで働くということが求められると思うんよ。 やっぱり行政経験十分であって60歳過ぎても、65歳であろうが、私は働くことには賛成な んよ。ただし、その行政経験を十分発揮できるような組織づくりというものを考えていか ないと、何か条例だけが国の指導が来たから定年延長やりますと、だけであれば、経験あ る人のパワーを発揮してもらえないようなことになってしまうので、その点を行政側として十分この延長についての考え方を組織的なことも視野に入れてしてあげないと、再任用された方が十分働く能力を出せないようなことであれば、あまり意味がないんで、その点を十分行政側で考えていただきたいと、特に申し上げておきます。

これ私の感じでね、皆さん方も感じたと思うけど。この条例とは別の今後の在り方について申し上げたと。

以上です。

○堀川委員長: ほかに御質疑はありませんか。

○委員: なし。

質疑終了 採決 (可決)

議案第49号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

- ○岡田委員: 3ページの3の2の市立病院に勤務する医師の職を占める職員とかあるのですけども、令和5年4月から指定管理に入ると思うのですけども、ここら辺の整合性教えてください。
- **〇吉野課長**: 令和5年4月から指定管理が始まりますが、勤務される医師の中にはまだ市 の職員として勤務する医師というのが想定としては考えられています。例えば医大から派 遣されるような医師は、市の職員として市立病院に派遣する想定となってございます。 以上です。
- ○岡田委員: 医師の報酬は指定管理で払うと思うのですけども、その勤務させるルールというのはこっちで持つ感じですか。こっちから。そこら辺もう一つ理解できないのですけども。
- **〇嶋田部長**: 確かに来年4月から指定管理になるわけで、ほとんどの医師は地域医療振興協会が雇用する医師ということになっていくと思います。

ただ、一部地域医療枠とか、そういう形で各公立病院を転々と派遣でいくお医者さんがいます。そういう方は公務員としての身分を残したまま公立病院を転々と渡り歩くというような、そういうお医者さんでして。その方が地域医療振興協会の雇用になりますと公務員としての身分が切れてしまうと、そういうような問題がありまして、公務員としての身分を残したまま一旦有田市で受け入れて振興協会で働いてもらうというような、そういう形を取らないとなかなか来てもらえないお医者さんもいるというようなことを聞いております。そういうことも想定して、こういう条文としております。

その場合は、給料は市で払って、協会から逆に市のほうへ負担してもらうと、そんな形を取りたいと今のところ考えてございます。

以上でございます。

- ○堀川委員長: ほかに御質疑ございませんか。
- **〇西口議長**: ちょっと悪いけど、今のそういう方針はこの条例を出してきて、ここに載せてあるぐらいだから構わんけども、構わんけどもというよりそういうことですな、運用はやで。

しかしながら、片一方で病院の指定管理 4 月。副議長、岡田委員が質疑したように、4 月 1 日から 5 年、雇用はこうこうですよ。病院のあり方委員会、これはまた別のあれですけども、そういうとこでは今の部長のほうから説明のあったようなことは一個も出てきてないで。これは別の委員会のことであるんやけども、しかしながら、やっぱり条例で定める、そうそうしていたら、やっぱりきちっとした考え方を持って、ある意味では条例とは何なんということを一度考えていただいてやで、多分こんなになりますとか、こうこうですというような説明であったとしたら、条例の委員会で説明にはならんと思うんよ、過去何回か。

どうも今の説明だけでやってきたら、この3月、4月、来年の4月1日から市立病院は 指定管理に移行するというんが議会も承認し、日が決まっているわけでしょう。今何月よ、 これ。そういうんを聞いてきたんやで。今までこれ委員会等こうこうで、病院のあり方委 員会等々でやで何にも出てきてないぞ。そういう説明もなかったと私は思うんやけど、や っぱりそこら辺りをきちっとしてやる。今意見を言うのも何やけどと思います。と言う以 外ない。

○嶋田部長: 説明する上で具体的な例として想定されることを私、申し上げました。条例はいろんなことを想定して今も現に医師を有田市で雇用しておりますので、いろんなことを想定して医師の視点は残しておくというようなことも、そういう意味合いも当然ございます。一つの例として、今後想定されることとして振興協会との関係を先ほど申し上げましたが、これについてはもう少し次回の特別委員会の中でも具体的な話ができればというふうに考えております。

以上でございます。

- ○西口議長: それじゃ、質問あれやさけもう言えへんよ。
- ○堀川委員長: ほかに御質疑はありませんか。
- ○委員: なし。

質疑終了 採決 (可決)

議案第50号 有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (吉野総務課長 説明) 質疑なし 採決 (可決)

議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例

(吉野総務課長 説明)

質疑なし 採決 (可決)

議案第52号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (吉野総務課長 説明)

○堀川委員長: 説明が終わりました。
次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○浜口委員: 行政職の給料表を出してくれているんやけど、例えばの話、端的に聞きたいんやけど、例えば、4大、大学4年生出てきてストレートで有田市に採用されて22歳で、そして20年間というたら42歳で、どれぐらいに入るの、この表でいくと、この2ページの表でいくとどの分類ぐらいに入ってくるの。大学出て22歳、ここに就職して20年、42歳って言えばこの2ページの行政職の給料表のどの分ぐらい入ってくるの。

**○吉野課長**: とりあえず、平均的なケースで言いますと。 (「もうちょっと大きな声で」と呼ぶ者あり)

〇吉野課長: 平均的には。

(「マイクを手前のほうに、口に寄せたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

- ○吉野課長: 42歳でということになると、恐らく4級の24号、30万8,600円程度の給料額になろうかと思います。
- ○浜口委員: 分かった。分かりやすく聞かせてもうたんで、大学出て、22歳で、ストレートで入って20年たったと、42歳やな。それでこの24級ぐらいちゅうことか。そうことやな、そりゃ1つのベースで考えただけであって、大体どんなもんよという金額で30万何がし。

〇吉野課長: 30万8,600円。

〇浜口委員: はい、分かった。了解。

○堀川委員長: ほかに御質疑はありませんか。

○委員: なし。

質疑終了 採決 (可決)

議案第53号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例 (吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

質疑なし 採決 (可決)

議案第54号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例

(吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

質疑なし 採決 (可決)

議案第55号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

質疑なし 採決 (可決)

議案第56号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

質疑なし 採決 (可決)

議案第57号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

(吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

質疑なし 採決 (可決)

休憩 午前11時03分 再開 午前11時15分

議案第66号 工事請負契約の変更について (吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○浜口委員: 有和中学の増額についてだけど、これは請負をした清水・桑原・初島JVの ほうと有田市のほうで既に調整されたものであるから、私は、金額に対してはとやかく言 うことはないんよ。これは言うことはない。

ただ、これを見させてもらって、契約の間では工事を請けてから10か月を過ぎた時点で、 資材の高騰とか、いろいろ世情によっての金額の高騰があった場合は、甲乙いわゆる協議 をしようと、このように請負契約はなっていると思うんよ。それで増額を決めたと思うの だけど。

私、これを見て、教育委員会の所管である工事であるのだけど、立派なものだなと私は 思っているんよ。50億近い請負金額の中で8,000万何がしかの増額しか出てきていないんよ。 もっと金額的には大きな金額になるのではなかろうかと自分で思っていたわけ。

それが8,000万何がしの増額しか出てきていないということで、この工事を推進している 教育委員会、担当者も含めてだけど、なかなか受けた側のJVが努力されたのではないか なと、こういうように私は自分なりに解釈しているんやけど、今日は誰か工事の担当者は 来ているんか。筋原君は来ているんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これ、あんたに何も私はないで、聞くから、こう言えと誰にも言うてないで。とんぼに聞いているのだけど、あんたの工事管理が十分であったなと私は評価しているんよ。私もこういうものの関係についてはプロ中のプロや、あんた以上にプロ中のプロやけどね。

それで、この変更について、自分の努力したやつを聞かせてくれよ。個人的に聞くのは簡単であるのだけど、こういう委員会であるので、この点はこうしたよと、JVにも有田市はあまり金がないので、JVのほうで何とかやってくれと言うたよということで構わないので、管理監督をした筋原君、ちょっと一遍努力のしがいを一遍説明くれよ。

○筋原主幹: ありがとうございます。正直、非常に苦労いたしました。請負業者とは契約時期から増額はないですよというようなお話をさせていただいて、そういった中、やはり、こういったところは、これぐらいの強度は持たせなあかんとか、こういう材質は使わなくてはいけないという請負業者の品質管理の部分と設計士のデザイン、コンセプトの思いと調整し合いながらやってまいりました。

そういった中で、やはり委員がおっしゃるように、大きいプロジェクトでありますので、何も工夫しなければ数億円の増額という提示はありました。そういった中で、簡単には認められない、できるだけ抑えようという考えで、材料を見直したりとか、工法を見直したり、規模感を見直したりとか、そういう努力をいたしました。

工事開始から、今まで数十回と検討会議を行い、どうしても当初の契約額に収まらないというところで前回お願いしたところなのですが、その中身としては令和4年4月以降に限定しての増額分を認めるというところで同意をさせていただきました。それ以前についての材料については契約しているのだから、請負業者の中で収めてくださいよというようなお話をさせていただきました。

そういったところで努力をさせていただきまして、8,500万を増額させてもらった次第で ございます。

以上です。

○浜口委員: トータル的には50億近い工事で、そして、世情がこういう時期であるので使用資材、特に鉄類とか、そういったものについては物すごく値上がりしているんよ。そして、数億程度の上昇は、これはあるべきものやと私は思っていたんよ。ところが8,000何百万ときたから、かなり、管理監督している有田市も、そしてまた、これを受けたスーパーゼネコンの清水建設を主体とする地元企業も大変努力したなと、こう思っているんよ。

事務方の方にはあまりぴんとこんと思うんやけど、現場は、一番分かっているんが筋原 君やと思うんやけどね。

それで、有田市の業者を育てる意味において、大手JVと地元業者の共同企業体で入札 資格を与えるとする市の方針もよかったのかなと、このように思ったので、今聞かせても ろうた。

今聞くと、ぜい肉はかなり切って、そして増額部分のほうにある程度充当して、そして

増額分を抑えたと、そういう解釈やと思うんやけど、大変よかったなと。

そしてまた、工程的にもスピードの速い施工をやっているので、有和中学校のこれから の後々にも幸先のよい校舎の建設であったなと、こう思ったので聞かせてもろうたという ことで、何ら意図はございません。異議ございません。

以上です。

○堀川委員長: ほかに御質疑はありませんか。

○委員: なし。

質疑終了 採決 (可決)

議案第67号 工事請負契約について (吉野総務課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

**〇上山委員**: 議案質疑でも聞いたのですけども、ちょっと分かりにくかったことを教えて もらいたいのです。

応札にしはったと、最低で、税抜きで3億1,380万、たしか予定価格も3億1,380万やったと思います。そしたら、応札2社と、もう1社の金額というのは幾らやったですか。

- **〇吉野課長**: もう1社は、その予定価格より上回った金額でございました。 以上です。
- **〇上山委員**: 入札というのは、その予定より上でも成立するんやったんかな、それは。失格とか、その基準が分からへんのやけども、そこはどうなのですか。
- **〇吉野課長**: 予定価格内に1社でも入札があれば、それも成立するということでございます。

以上です。

**〇上山委員**: 例えばの話ですよ。ある程度予算の編成の中で、普通1,000万というのを 2,000万で入札するというのは、仕事をする気がないという言い方は悪いんやけども、それ がそういう意思表示なのかは分からないですよ、どこの業者さんか分からへんけども。 そ ういった中で、1社でもそれは失格にならへんという基準が、言うたら市の入札制度であ るわけですよね。

その枠内に1社が入っていたら、1社でも入札枠内、予算価格内に入っていたら成立するという意味ですね。

もう1個聞きたいのが、これだけの大きな工事で、結局入札は2社あったと。2社あったうちで、1社がその予定、例えばこの金額を提示しているのに、上にいく。それで、1社はそのまま満額でいく、その応札について、市にどんな考えが、よっしゃ成立やった

と、積算甘かったんかなとか、その依頼を出したとこ、どんなぐらいとか、それを詳しく いろいろ教えていただけたらと思いますけど。入札参加要項というんかな、対象は何社で とか。

- ○田中係長: 今回の入札に関してなんですけども、まず、入札参加条件といたしましては、 単体又は共同企業体でございます。単体の場合は、市内の建築1等級でございます。
- 〇上山委員: 特1だな。
- ○田中係長: 共同企業体の場合は、市内業者での共同企業体というところで、代表幹事の 要件といたしましては、先ほどの単体と同様に市内の建築1等級でございます。構成員の 要件につきましては、市内で建築の許可を持っておる業者さんというところで条件を設定 してございます。

先ほど上山委員のほうから御意見がありました予定価格を上回る応札があったという点につきましては、こちらのほうから入札に当たって設計の仕様等々を示しておりますので、その仕様に基づいて、その会社が積算をした結果を書いてきていただいているというものだというふうに理解しております。

以上でございます。

〇上山委員: 分かりました。

庁舎のこの管理に対して、前回も低入というて、入札なしとかいうんが続いたと思うのですよ。それで、応札なしというんがたしかあったん違いますかね。そこからまた予算というのがいろいろ設計の中で見直されて、今回、応札、整理してあったというような形に捉えたらいいのですかね。

**〇田中係長**: 委員おっしゃられるとおり、長寿命化の工事につきましては、以前の工事に おきまして、応札が1社のみであるとか、応札がなかったりであるとか、そういった部分 で不調になった入札は確かにございました。

今回の入札につきましては、それらの失敗の経験も踏まえ、予算の積算・設計を精査した上で公告を出して、2社の応札があったというふうに理解しております。

以上でございます。

〇上山委員: 分かりました。

その入札に対して、そやけど、市内の特1の業者は何社あるのですか。

- **〇田中係長**: 市内の建築1等級の業者につきましては、現在10社ございます。 以上でございます。
- **〇上山委員**: 10社って、やっぱり市内の業者、先ほど浜口委員からもあったけど、育成という観念から考えたら、2社の応札というのは寂しい話やと思うのですよ。そういうのももっと、値段を上げろだけじゃないと思うのですよ。この前やったら工期が云々とかもあると思うので。

今回、工期は令和6年の3月末までやったんかな。そんな中で長いのに入札が少ないなというのも寂しい思いというか、また、考えやな見直さなあかんとこというようなこともあると思うので、そこらもまたもう1回考え直すとこは考え直してもらいたいと思います。もう1点なのですけども、2階のとこって、結構割に市民さんが皆入るというか、よう

来庁されると思うのですけども、それって、その間のこの工事というのをシミュレーションとかそんなのも密にできているのですか。

○吉野課長: 取りあえずは、工事が具体的に進むとなった場合は、例えば、市民課、生活環境課のある部署を工事する場合は、そこの部署を一旦3階の会議室に移っていただきまして、その間にそこの部分を工事するとか、そういった順番に進めていくというふうに予定してございます。

ただ、現時点で、どういったローテーションでそれを進めていくかというところは、まだ具体的には決まっておりませんで、これから、工事関係者であるとか、2階職場と相談しながらここは決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

- **〇上山委員**: 安全かつ混乱ないようにだけよろしくお願いします。 以上です。
- 〇堀川委員長: ほかに。
- ○岡田委員: ここ最近、有田市の事業が次々と多くて、すごいなとは思うのですけど、改めてまた庁舎改修ということで今回あるのですけども、今、材料の高いときにわざわざこういう、優先順位にして、この庁舎を改修するべきかなという思いはあるのですけれども。それで、昨日の質疑では、電気設備とか空調設備、トイレ・水回り設備等、このレイアウトというふうな改善内容を言うていただいたのですけれども、今ここでしなければならないような緊急性があるのでしょうか。
- ○吉野課長: 今、この庁舎にある機械設備、電気設備等々においては、既に耐用年数が超えてしまっている状態でございます。ですので、壊れてから直していくというよりかは、その耐用年数をしっかり確保するという観点でいくと、この時期に改修をするのが望ましいのではないかと、そのような判断で工事のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

- ○岡田委員: 先ほど上山委員のほうからあったのですけども、応札が2社しかなかった。 そういう低調に終わっている要因というんか、落札率は、これに対しては100%ということ で、これに対してはないのですけども、ただ、応札が2社しかなかった要因をどう考えて いるんか、お聞かせ願います。
- **○吉野課長**: 今回の工事に関しましては、分電盤というものを最初に入れていただいてから工事を進めるという形になるのですが、この分電盤の調達が、なかなか期間が長くかかってくるということが想定されていまして、その上での工期というのが厳しかったのかもしれないという、そのような形で我々は分析しているのですけれども。
- ○岡田委員: あと、それと電気設備、空調設備、トイレ・水回り、レイアウトの改善ということで、湯浅町とか海南市とか最近、庁舎を建てられて、一直線に課が並んでいるような使いやすいレイアウトになっているのですけど、今、有田市としてはこういう造りなので、これ以上は触れないというイメージはするのですけれども、空調設備とか電気設備に対して、エコ的な、また、電気代が下がるような、そんな観点の話はあるのでしょうか。

**〇吉野課長**: まず、空調につきましては、現在、重油で機械を運用しているという、そのような形になりますが、今回の改修においては、電気で空調を運用すると、そのような形を取ろうと考えております。

ただ、これに係る経費に関しましては、重油も含めてなんですが、電気代も高騰しているというところから考えまして、経費的に抑えることができるかというのがまだ不透明な 状況でございます。

以上です。

○岡田委員: せっかく造るので、維持管理費とかもメリットのあるような感じと、そして、レイアウトもワンストップでできるだけ済むような、そして、この設計を見ると、今までどおりの形で、この女子トイレのところ、ここを通れたら、市民の方が動きやすいんかなとは僕は感じるのですけども。

あと、要望としては、椅子にしても、高齢者が多いので、そして、今、2階のロビーの 座りが物すごい背が低いと思うのですよ。それで、もっと背が高くて、浅くて座るような、 高齢者向きの椅子が設置されたらなと思います。この前質問させてもらったように、トイ レにサニタリーボックスとか設置のほうもよろしくお願いします。

この前、市民の方から、洋式トイレないでというような話も頂いておりましたが、この 図面を見たら洋式になっているので、ちょっと安心しました。

私からは以上です。

- 〇堀川委員長: ほかにございませんか。
- **〇西口議長**: 今、トイレが出たけど、トイレは全て洋式に変えるのか。
- **〇吉野課長**: 今のところ、トイレは全て洋式にする予定です。
- ○西口議長: この間、自治会と婦人会と、議会とのあれをしたときに、そういう指摘が出ていた。それで、ひとつこの機会に頼んでおきます。これだけは、2階の部分の図面見て蓋があるので、やってくれたのだと思うんやけどよ、それだけ1回確認しとかんと。
- ○堀川委員長: ほかに御質疑ございませんか。
- **〇小西委員**: 何回か取り上げている難聴者のための天井つり下げ型増幅器とか、そういうのは考えられているのでしょうか。
- **〇吉野課長**: 今回のこの改修において、難聴者に対してのという対応は、今のところ考えていない工事の内容となってございます。 以上です。
- **〇小西委員**: 後づけできるのでしょうか。
- **〇吉野課長**: 予算とも相談しながらということにはなろうかと思いますが、そのあたり、 工事の業者と設計業者ともまた相談しながら対策は考えていきたいと思っております。 以上です。
- **〇小西委員**: 絶対抜かさないでくださいね、お願いします。
- ○堀川委員長: ほかに御質疑はありませんか。
- ○委員: なし。

## 質疑終了 採決 (可決)

議案第68号 市道の認定について (児嶋建設課長 説明)

〇堀川委員長: 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

- ○岡田委員: 愛宕川端線のことでちょっと聞かせていただきたいのですけども、用地進捗率が、14件契約済みと書いてあるのですけど、大体25件いく目標というのは、どのぐらいを考えておられますか。
- ○泉課長: お答え申し上げます。

来年度もまた予算を計上させていただきたいと存じます。それで来年度の令和5年度中に25件を全て契約完了するという目標を進捗させたいと思います。

以上です。

- ○岡田委員: 聞き逃しているか分からんですけど、総事業費は、992号線は総額6億円という説明があったと思うのですけれども。
- ○泉課長: お答え申し上げます。

現在のところ10億7,000万円程度の概算事業費を見込んでございます。

- 〇浜口委員: 幾ら。
- ○泉課長: 10億7,000万程度の事業費を見込んでございます。

以上でございます。

- 〇岡田委員: 了解いたしました。
- 〇堀川委員長: ほかに。
- ○浜口委員: 愛宕川端線、供用は令和8年という説明であったように思うけど、過去においても、私が議員になってから弓場港線というのも計画されました。しかし、一部いまだにどん詰まり。これは、はっきり言わせてもろうて自動車屋さんのとこね、どん詰まり。

聞くところによると、今年度末に自動車屋さんが退去するという話があるのだけど。用 地買収は25件中14件が済んでいるというけど、計画どおり進める自信が当局にあるんかな。

また1軒か2軒、嫌よと言われたら、通り抜けができないこともあるわけよ。その点、 感触はどうですか。その用地関係にどなたか専属でついているんかな。いわゆる用地の買 収と物件補償の権利のあるところとの話合い、地権者との話合いにどなたか専属でついて いるん。それとも、行き当たりばったりでやっているのかな。

何を私は言うかというと、過去においては先行取得、先行的にやっていけたんよ。国の 方策でもね。しかし、今は、いわゆる解決したところしかやれないと、先行取得というの はできなくなったので、それで年度年度の交渉しかしていけない。分かる、意味は。

そういうことで、うまくいくところもあるけど、うまくいかないところもできてくるわ

け。それが今の弓場港線のところの自動車屋さんのところで、何十年もあそこが窮屈で、 有田管内でも事故が一番多いようなところなんよ。

皆さん方は現場に行ってもろうたら分かるけど、国道から入って前と後ろが広がっているんよ。しかし、自動車屋さんのところだけ窮屈な、車が交差できないような状態になっていて、長い間かかったけど、やっと今年度3月末に退去するというように聞いているんやけど、交渉は終わったと聞いているんやけど、これも果たしてそのとおりでいくんかなと思っているんやけど、この交渉はどなたか専属で行っているの。今度、川端線の話やで。

**〇泉課長**: まずは、自動車屋さんのところの解体の状況ですけども、令和5年の2月末を めどに解体撤去が完了する見込みでございます。そこに関しては以上です。

あと、用地対策室を令和4年度から創設していまして、県OBの用地対策のエキスパートを専門員として置いています。その方と職員の2名体制かつ工事担当者と臨機応変で3名体制、4名体制で対象者に逐一交渉に当たっているところでございまして、課題はいろいろあるのですけども、おおむね今のところ順調に用地買収は進んでいます。以上です。

○浜口委員: 初めはうまくいくんよね、どこでもそうよ。しかし、後のほうになってくると、何軒か、いわゆる代替地が欲しいとか、ちょっと補償金額が少ないとか、いろいろな課題が出てくるのだよね。なかなか、計画は計画でいいんやけど、最終年度令和8年度という年度を、これは国土強靭化対策の一環であると思うんやけど、交渉力の弱いのが有田市の有名さ、有田市職員は対外交渉が一番弱い。

それで、担当課においては、用地買収、物件補償が終れば、工事のほうは問題ないんよ。 ただ、前々の処理をしていかないと、なかなかうまくいかない場合が多いので、そして、 地権者に対する交渉というのは相手があることやから、相手の都合に合わさなんから。相 手が仕事をしているから、自分の市役所の勤務時間に合わすような交渉ではうまくいかな い。

それで、夜とか、また、休日とかを利用する。そして、相手の交渉のしやすい日程に合わせてね。あまり勤務時間にとらわれないように、相手方の印象をよくするために、しっかりと交渉をしてもろうて。

物件補償とか用地については、これは鑑定がされる金額にあるのでね。民間同士であれば金額の上乗せもできるやろうし、うまく運べるんやけど、公的なものというのは、そういうことはできないので、なかなか地権者の思うような金額は出せないので、厳しいことになると思うけど、今言うたようなことも考えて、しっかりとやっちゃってくださいよ。

私は何を言うかというと、自動車屋さんのとこは本当に何十年かかっている。 5 年や10年と違うんよ。あっこで20数年かかっているよ。そのためにあの道が通らないんよ。

事故ばっかりよ。大きな事故がないから黙っているけど、小さい、二輪車と車とが当たったとか、また、高齢者が乗っている小っちゃいやつで当てたとか、小さな交通事故があっこで頻繁にしているんよ。今はもうお巡りさんがあっこで待機しているわ。今日も昨日も待機していたよ、危ないので。

それで、あそこを通ったことのない人は、浜口はたいそうなことを言うているなと思う

けど、1回現状を見たら、南から来る車、産業道路から来る車、国道から入ってくる車、 松源から北口へ走る車、あそこでも、5時ごろ来たらこうなっているよ。ただ1軒件のこ とでそんなことがこの20何年続いたんよ。

それがあるので、今回、愛宕線をやるのはいいんやけど、また同じように中のほうで、 うまくいかないよというようなことにならないように、しっかりと対応をしちゃってほし いと。

それで、2月末、自動車屋さんは間違いなしに、金は払うているんやろ。金は払うているのよ、あれはいつ払うたんかね。

**○泉課長**: 令和3年の12月に契約をしておりまして、それの前金払いとして7割を既にお支払いさせていただいております。

以上です。

- ○浜口委員: 何て、令和3年の12月に7割払うてるん。
- ○泉課長: はい。
- **○浜口委員**: ほたらもうどれだけたっているんよ。令和4年、今で約1年か。仕方ないけどよ。それで、これ来年の2月で取るということよね。約束事であるので、取ってもらえるように、契約しているんやからね。

それで、この愛宕線道路も、交渉に行く人には時間的なものはフリーハンドにして、交渉のしやすいように、時間的なものとかよ、ここの時間に合わせたら、相手があるからね。相手の交渉のしやすいときに交渉をするというようなフリーハンドの時間帯を見つけて交渉をするということでな。

一番苦しいのは、皆さん方の場合は相手に対して上乗せができないんよ。民と民であれば妥協しやすいんよ。だけど、皆さん方の場合はそうはできないので、うまくいくところもあるし、いかない家もあると思う。その点が計画どおり進むように努力していただきたいと。せっかくの事業であるので、10億以上の工事であるので、計画どおり進むようにお願いしておきます。

以上です。

○堀川委員長: ほかに御質疑はありませんか。

○委員: なし。

質疑終了 採決 (可決)

○堀川委員長: これで総務建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時01分 閉 会